

## 第 1 2 回定例委員会会議録

教 育 長 ) 開会宣言

教 育 長 ) 会議成立の宣言

教 育 長 ) 会議録署名委員の指名 ( 極楽地委員 )

教 育 長 ) ここでお諮りいたします。第 1 5 号議案「芦屋公園有料施設の指定管理者の指定について」ですが、市議会提出議案のため、非公開で行いたいと思いますが、御異議はございませんか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認め、そのように決定いたします。

教 育 長 ) それでは、審議に入ります。

日程第 1、第 1 4 号議案「令和 4 年度芦屋市立小中学校教職員異動方針について」を議題とします。提案説明を求めます。

教職員人事担当課長) 〈議案資料に基づき概略説明〉

教 育 長 ) 説明が終わりました。質疑はございませんか。

1 0 年以上現任校にいる方について、教科など何か偏りはありますか。

教職員人事担当課長) おおむね、中学校がその傾向が強く、特に一人教科、音楽、美術、技術、この辺りの一人教科は、どうしても年数が長くなる傾向があります。特に音楽、吹奏楽の顧問は動かしにくい実情があるのと、中学 2 年生から 3 年生に上がるころはできるだけ動かさないように配慮しております。動かそうと思うと、動かしたい先に御夫婦でいらっしゃったり、居住地であったりという難しさがございまして、中学校は 3 校しかないので、教科や部活動の関係で 1 0 年以上止まってしまう傾向にございま

す。

教 育 長 ) 人数的にはどれぐらいですか。

教職員人事担当課長) 人数ですが、育休中の者1名を入れまして、中学校では21名、総数が81名から84名いますが、おおむね40%ぐらいが10年以上になっておりまして、昨年度ぐらいから少しずつ動かすようにしております。

河 盛 委 員 ) 神戸市などで聞いた話で、県大会で毎年優勝するような合唱部の強豪チームを作ったすごく熱心な教員が異動してしまうと、その部には2年生や1年生が残っていたのに、突然廃部になってしまうことがあるようです。せっかく生徒が合唱を好きでやっているわけなので、指導する人がいなくなったからといって、いきなり廃部にすることは、教育的にどうなのかと思いました。

別に優勝することだけが目的ではございませんので、基本的には公立中学校のクラブ活動は、楽しく学びながらやっていくのが原則のはずです。特に音楽でそういう人がよくいると思うのですが、後任の先生が、前の人と同じようにするのは無理かもしれないですが、そういうクラブがあるのであれば、存続をさせて、自分のできる範囲で指導をしていただけると。

音楽の先生はいるはずなので、そういうことをやっていただきたい。芦屋でそういうことがあるかどうか分かりませんが、他市では、いきなり部活動自体がなくなってしまったので、ちょっとびっくりしました。もし、芦屋市でそういうところがあれば配慮していただきたい。

教職員人事担当課長) おっしゃられるとおりでして、特に吹奏楽部が、3校ともと

でも熱心に指導する顧問がおります。受け持ちが音楽とは限らず、いろいろな教科の顧問がやっておりますので、その教科の異動なども併せてになります。

もし、仮に動かさなければいけないことがあっても、先ほど申し上げた初任者ですとか交流で部活動の指導ができる、できない、例えば吹奏楽でしたら吹奏楽部の指導ができると回答しても、できるだけ配慮しながら、後継者として配置し、変わり目はちょっと大変かもしれないですが、活動がなくなることは避けたいと考えています。昨今、部活動指導員などがありますので、できるだけ顧問としては教員を立てなければいけないのですが、そうしながら指導員のほう、技術指導ができる者を配置しながら、子どもの活動は止まらないようにとは考えております。

木村委員) 特に中学校は3校しかないので、市外人事交流、すごく大切だと思います。これは積極的に増やすべきだとは思いますが、感覚的には、芦屋にいる先生が他市に行って、勉強してまた戻ってきてもらうという留学のような形で、何年か後には戻ってこられる。芦屋に来る先生も、また戻りたいという気持ちがあったらそういうふうにして、ひもつきではないですが、何年間か行く。それが本人の希望も大事ですが、業務命令的にそんな人事の運用ができればいいなと思いますが、現状はそういう形は難しいでしょうか。

教職員人事担当課長) 希望が出れば、いわゆる交流の土俵に乗る形になるのですが、木村委員がおっしゃるようなことであれば、今、管理職クラスとか、管理職に登載されていて主幹教諭が一旦他市で勉強して、

教頭で帰ってくる形は取らせていただいております。

木村委員) 管理職以下では難しいですか。

教職員人事担当課長) 現状では、ちょっと難しいです。

木村委員) これは県の問題になるかもしれませんが、ある程度、芦屋のような小さな市が提案して、そういう人事交流のあり方も考えてください。ほかにも小さな市町村あると思いますが、それは芦屋から県に提案をされたらいいのではないかと思います。

教育長) 現状では不可能でないです。今は行ったきり、来たきりになっています。市の職員の場合、西宮の職員が芦屋の職員になることはまずないです。しかし、教員は、給料を県費負担で、退職金も全部県が払ってくれるので、異動ができます。担当同士がどういう話ができるか、枠組みがないわけではないです。

木村委員) そういうふうにするとお互い刺激になるし、学び合うものがあると思います。芦屋だけに閉じこもっていると、やはり見えてこないものもあるので。僕はある意味、留学的な感じでやることは、プラスになる部分は非常に多いのではないかなと思います。一度検討して、また県に提案等考えていただければと思います。

極楽地委員) 2点、質問と意見を言わせていただきます。

まず質問で、今の市外の人事交流について、子どもの通う中学校で、高校から先生が着任されたというお話を聞いています。県の教員が高校から中学に来られることはあるのでしょうか。

教職員人事担当課長) 恐らく中等教育学校ですとか、もともと中学校籍で合格をして、採用されている教員が県市間交流ですが、県から市に移ってくるケースはございます。基本は、県立高校の先生が中学校

に行こうと思えば、その試験を受ける必要があり、採用試験をもう1度という形になります。恐らく中学校で採用された方が、市に異動希望を出してきているという形です。現在、そのような方が何名か在籍しております。

極楽地委員) 小学校と中学校の先生同士では、転勤や異動もあるとは思っていたのですが、高校から来られるということが新しい目線かなと思いました。何か新しい気づきが中学校の中でありそうだなと思っていましたので、広い視野で先生方を芦屋に呼んできていただけたらありがたいなと思います。

もう1点意見としまして、河盛委員のお話にもありましたが、部活動のことで前から思っていたのですが、顧問の先生が異動されると、部活、組織として影響をうけると思います。影響を少なくするためにも、校外の監督や指導される方をどんどん増やしていただけるとありがたく思います。保護者へのお手紙やアナウンスだけで先生は手いっぱいだと思っているので、先生方の働き方改革として負担も減りますし、実技の部分に関しては校外から指導者をボランティアやサポートとして呼んで、一定のレベルで技術が保てればと思います。一石二鳥ではないですが、そういうふうに進めていただけたら、保護者も安心かなと思います。よろしく願いいたします。

教職員人事担当課長) 委員のおっしゃった部活動の顧問のことは、今、学校教育課とスポーツ推進課が連携を取りながら進めているところです。文化部にしろ、運動部にしろ、子どもたちの活動は、生涯にわたって続く土台になる部分ですので、教員だけに頼るのではなくて、いろいろな方々がコーチや指導者として来てい

ただけるような方法を、現在、各課が連携して進めているところでございます。

極楽地委員) 　　ぜひ、よろしくお願いいたします。

木村委員) 　　音楽、特に吹奏楽部の指導となると、外部の人も大変重いと思ってしまうかもしれませんが、もともと学校の先生が顧問になられたときは、音楽は好きだが吹奏楽部全体の統率をすべて分かっている方ばかりではないと思います。ずっとやっているうちに、全体の指導ができるようになるパターンが多いと思います。

音楽好きは芦屋にはいっぱいいて、私はピアノをやっていたとか、私はバイオリンやっていたとか、そういう人はいっぱいいると思います。吹奏楽全体の指導と言ってしまうと、結構控えてしまう。そこの間口を広くして、いや、別にいいですよ、音楽が好きな人が音楽を通じて子どもと接してもらえばいいですよ。別に中学校の吹奏楽は、競争してすごい成績を上げることが目的ではなく、居場所を作るのが目的なので、そんなに気張らなくていいですよと間口を広げていく。そこから、また立派な指導者になられたらいいわけですから。そういうところのハードルを下げることがすごく大切かなと思います。

教 育 長 ) 　　極楽地委員の質問で、高等学校の先生が中学校に来られたのは、二通りがあると思います。1つは高等学校で臨時講師をしていて、今度、中学校の採用試験を受けて、中学校で正規採用される場合と、中学校の臨時講師として着任されている場合があります。高等学校の先生で、例えば県立芦屋高校の現職の先生が山手中学校の講師になるということはありません。

システム的には芦屋国際中等教育学校には中学校と高校の部がありますので、現に山手中学校の先生が行っています。そこから帰ってくる時は、中学校籍、一定の枠の中です。中学校の先生が小学校に行くこともありますが、専科で行ってもらっています。西宮のように市立西宮高校の先生が市単独で中学校に行くとは、それはまた別だと思えます。

学校教育部長) 先ほど教育長がおっしゃられたように、高校経験者という形で中学校に着任される方はおられます。だから、県市間交流で県立学校の方が来られることはありません。ただ、特別支援学校については、小学校・中学校の免許を持っておられたら県立から県と市の交流人事で、入ってこられる方はおられます。

教 育 長 ) 養護の先生であればあります。

木 村 委 員 ) やはり専門性が高いと思います。高校の先生は高校の教科で、高校の年齢に応じた、発達段階に応じた教え方をし、中学校はまたちょっと違います。そういう意味で専門性が高いから、安易に行ったり来たりという訳にはいかないが、ただ相互に視察し合うなど、中学校でどういうことを教えられてきたのかを、高校に行ったらどういう感じになるのか、中学の先生もある程度見えるようにしておかないといけないし、高校もまた逆にしかりなので、勉強会を一緒にやるなど、お互いに視察し合う機会はたくさんもうけたほうがいいかなと思います。

教 育 長 ) 他に質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。

本案は、原案どおりと決することに御異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり決しました。

〈第14号議案採決。結果、可決（出席委員全員賛成）〉

教 育 長 ) 　ただいまから非公開で審議いたします。

〈非公開審議〉

教 育 長 ) 　次に、第15号議案「芦屋公園有料施設の指定管理者について」を議題とします。提案説明を求めます。

スポーツ推進課長) 　　〈議案資料に基づき概略説明〉

教 育 長 ) 　説明が終わりました。質疑はございませんか。

上 月 委 員 ) 　質問します。芦屋のテニスコートの管理運営だと理解しているのですが、「ローンテニス・双葉連合事業体」1社とおっしゃったのですが、この「ローンテニス」と「双葉連合事業体」の関係性を教えていただきたいです。また、118ページのところの安全対策という大事な項目についての評価ですが、5点をつけている評価者と9点をつけている評価者がいます。その差はちょっと大きいと思うのですが、判断された基準などが分かりますでしょうか。

スポーツ推進課長) 　まず、芦屋ローンテニス・双葉連合事業体で、こちらで業務を行っていただくのは芦屋国際ローンテニスクラブになっております。そして、清掃と施設の維持につきましては双葉化学商会で、それぞれ得意分野をもって業務を行う形になっております。この2つが共同で行うという形になっております。

上 月 委 員 ) 　別々の会社ということですか。

スポーツ推進課長) 　会社は別々ですが、それが共同体として1つにまとまって



行うことになっております。

118ページの大きな項目3、安全対策の(3)(4)。点差はありますが、これについては各委員さんの判断で行っておられまして、特に厳しくつけていただいているところと、そうでないところで、特に意見は頂いておりません。

河盛委員) 1社しか応募がなかったわけですが、一次選考はいいと思います。これは書類を満たしているからですが、二次選考で点数が「734点だったから」と書いてあるのですが、それだったら、何点だったら駄目だったのかと、そのことが最初に述べられていないです。これは点数をつける意味が一体、何かあったのかということになってくるのですがいかがですか。

1,000点満点中734点だったからと書いてあるのですが、何点だったら駄目だったのか。あるいは低い点数のところは、この事業者に対して、ここを改めなさいとか、そういう指導をするのかどうかですが、いかがでしょうか。

スポーツ推進課長) 申し訳ございません、説明不足のところがありました。115ページを御覧ください。こちらに審査要領が載せてあります。4番の採点の方法(1)審査項目ごとに100分の50以上、かつ採点合計が「100分の70以上を満たすこと」という形で審査要領には書いてありまして、こちらの両方を全て満たしていることになっておりますので、こちらの事業者に決定したということでございます。

河盛委員) もし、満たすところがなかったら、また再審査になるわけですか。

スポーツ推進課長) はい。それか、もう1度提案をしていただくことになると

思います。

河 盛 委 員 )      分かりました。

木 村 委 員 )      5年前、前回もここ1社だったように記憶しています。私、この指定管理で、応募者が少ないといつも言っていますが、やはり応募期間を長くしないと、それは他の事業者は立てないので。応募自体がなかったことは、立てないからやる気がないという感じになってしまうと思います。僕はいつも、そうやって事前に十分時間を設けてくださいと何回も何回も言ってきたのですが、今回も見てみると、8月2日に募集要項を配布して、8月2日から応募期間にして9月10日まで、1か月ちょっとしかない。しかも現地説明会は8月27日です。だから、現地の説明は締切りの2週間ぐらい前ということになります。これだと、やはりほかの事業者はやる気をなくすと思います。何でもっと募集期間を長くできないのでしょうか。

期限は最初から分かっているわけですから、前倒しをして現地説明会は最初に行い、期限まで十分な期間を置く。そうでないとこのような資料を、今やっているところは作れますが、ほかの事業者は作れないので、そこで負けてしまう。そんな無駄なことをするのだったら、労力をかけるのは負担なので応募してこない。

だけど、指定管理をするのは、ある程度、民間の競争力を活かすことがあるから、やっぱり1社だけだと、すごく制度の趣旨としてはどうなのかという感じがあるので。結果として今やっているところが勝つかどうか、それはまた別ですが、複数業者が応募するような状況を考えないといけないと思います。

いつも同じです。何回も何回も言ってきましたが、1か月ちょっとなかなかという話で、なぜ、そうになってしまうのか。制度の説明も受けたことがないので、そういう縛りみたいなものがあるのか分かりませんが、もっと早くできないのかなとも思うのですが、そこはどうですか。

スポーツ推進課長) 通常、入札などの公募に関しましては大体1か月オーバぐらいで募集をかけているのが通常です。委員会を設定しまして、何回か行う形になりますので、どうしても募集の開始が8月ぐらいから始まってしまいます。また、議会等で提案しないと決定しないので、後ろも決まっているという形で、この期間にはなってしまいます。

ただ、テニスコートの場合、特殊なのかもしれません。今回も前回も1社になっておりますが、プールや体育館の施設は数社、申し込まれています。ですから、数社申し込まれているところは、それぐらいでもいいのかなと思いますが、今回は2回連続して1社のみになっておりますので、もう一度、仕様書はそんなに変わるものではございませんので、もう少し長い期間できるようなことも検討させていただきたいと思います。

木村委員) 例えば、建設工事などは、みんな新規と言えば新規です。だけど、こういう管理については、今管理している人のほうが圧倒的に強いのは分かっているわけです。そこは、市庁舎の建設工事などとは全然違う。何十年か前に手がけた業者はいるかもしれませんが、何十年後かにその建設を募集すると、その時点ではみんな新規のようなものです。だから、そこが違うところは認識をしてほしいと思います。

プールなどは複数社来ているという話がある、それはそれでいいと思いますけど、少し見直しが必要で、5年後にはやはり3か月ぐらい置く段取りで準備をしていってほしいなと思います。そこは改善をお願いしたいと思います。

教 育 長 ) 指定管理をするのは、市民にサービスをいい形で提供することです。事業者が、いろいろなことを考えていただけたり、競争していただけます。スケジュールの中で、これだけだったという説明ですが、芦屋市は、指定管理はここだけではなくて、いろいろな指定管理もしています。市全体として多分この形だと思います。市全体で、指定管理を所管しているのは企画部ですか。

スポーツ推進課長) 企画部のマネジメント推進課です。

教 育 長 ) マネジメント推進課には、意見があると伝えてください。市として1社でも余裕のある形でしていけたらと思います。

木 村 委 員 ) ずっとこの1社だったら、結局、この1社がずっとやると、やはり油断するというか、甘えてしまうというか、慣れてしまうというか。やはり緊張感が必要です。それは他者参入がある、そういう可能性があることは認識してもらう必要があるわけです。結果として、ここが勝っても別にいいのですが、その緊張感自体がなくなってしまうと、指定管理の制度の趣旨が忘却されて、この状態はまずいと思います。

教 育 長 ) 指摘いただいたことは、市全体で検討したいと思います。

極 楽 地 委 員 ) 決算と予算を見ていまして、20ページで気になったのが、令和2年度コロナの影響下で収入が減っていますけど、もともとこの指定管理で補助金が出ているのですか。市から補助金が

出ているのではなくて、全て収益は指定管理の業者さんのほうで経営されているということですか。赤字だったり、そういうことがあるのかなと思ったのですが。

スポーツ推進課長) 確かに、コロナの影響で閉鎖したことがございます。その部分につきましては、収入がないこととなります。ただ、人件費と高熱水費も削減をされていますので、閉めた期間の利用料ではございませんが、その辺を加味した形で市から補助金を出しております。それは令和2年度の部分について、そういう形で実施しております。

極楽地委員) 逆をお願いをしているのであれば、芦屋市としても収益について、しっかりとフォローやチェックをしていただけたらと思います。税金が使われているところもあると思いますので、運営についても随時確認をして、やり取りをいただけたらありがたいなと思います。

木村委員) 基本的には、このような施設は赤字です。一時期、赤字を自治体が出すのはけしからんという話もありましたが、ただ税金をもらって、それで市民にサービスを提供することになるので、赤字で構いません。それだったら税金を取るなという話になります。それで収益が上がるのだったら、行政でやる必要はもともとないわけなので。

だけど、赤字になってもやる必要があるということで、税金で運営をすることだから、ここも学校もそうでしょう。学校も収支で考えたら赤字ですが、それは税金をもらってサービスとして提供するから、赤字であることが悪いわけでは全然ないと思います。

だけど、無駄は省かなければいけないし、民間の合理性は導入して、できるだけ支出は減らすようにはしたほうがいいということで、指定管理になっているのだと思います。だから、赤字になること自体は全然問題ではないと思っています。

河盛委員)　　こういう事業は、例えば去年も4月や5月に閉めていたとすると、例えば国の給付金など申請できるのですか。

スポーツ推進課長)　　この施設につきましては、特に国からの給付金はございません。

河盛委員)　　そういうものは申請できないのですか。

スポーツ推進課長)　　先ほどおっしゃられていたように、こちらの施設の担当者と毎月定例会を設けまして、その都度、状況等の把握や、経営状況の意見交換を行っておりまして、なるべく漏れのないように連絡のやり取りはしております。

教育長)　　本来であれば営業するが、こちらが閉めてくれと言って閉めた期間があります。その期間に対する補てんは、収入の部に出ていないですね。

スポーツ推進課長)　　令和2年度のその他収入が、2万8,000円ぐらいから、いきなり跳ね上がっている部分があります。こちらの部分に入っていると考えられます。

極楽地委員)　　よく理解できました。ありがとうございます。

河盛委員が言われていたように、市から補助をしていただいて、運営がうまくスムーズに回るようになればいいなと思います。前を通るたびに、すごくいいテニスコートだと思っていましたので、市の北のエリアの皆さんにも利用いただきたいなと思います。広報も引き続き行い、より活用を、市民がみんなで

使えるようになれば良いなと思います。収益をあげるためにも、市のサービスとして広く周知ができたらいいなと思いますので、よろしく願いいたします。

教 育 長 ) 補足ですが、指定管理をお願いするときに、事業を運営する中で、利用料金が入り、自主事業で賄えるところに関しては主体的にやってもらって、ほとんど収入が得られない場合は指定管理料として、その分を渡して、それでやってくださいということ募集していることもあります。

他に質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。本案は、原案どおりと決することに御異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり決しました。

〈第15号議案採決。結果、可決（出席委員全員賛成）〉

教 育 長 ) 非公開での審議は終了いたしましたので、これより公開いたします。

〈非公開審議 終了〉

教 育 長 ) 閉会宣言